

## 過疎法における固定資産税の課税免除について

### ◇過疎法とは

白鷹町は過疎地域に指定されていることから、「過疎地域自立促進特別措置法」(略して「措置法」)の適用による固定資産税の課税免除を白鷹町過疎地域固定資産税課税免除条例(以下、条例という)により定めております。

### ◇適用期間

公示の日(平成2年4月1日)から平成33年3月31日まで

### ◇要件

- 青色申告をしている事業所または個人 \*条例第2条第1項
- 製造業、農林水産物等販売業、旅館業のいずれかであること \*条例第1条
- 要件判定に係る取得価格の合計が2,700万円を超えていること [製造業の場合、特別償却を受けられるもので、事業の用に供する建物とその附属設備、償却資産(生産能力を増加させるもの)の合計金額になります]

### ◇課税免除の対象・期間

#### ○課税免除の対象

- (1)工場用の建物及びその附属設備 … 事業の用に直接供する部分
- (2)上記の建物に係る土地(土地の取得後1年以内に建物の建築の着手があった場合)
- (3)償却資産 … 機械及び装置のみ

※要件判定では工具なども該当になりますが、課税免除の対象にはなりません。

#### ○課税免除の期間 \*条例第2条第2項

対象となる資産に固定資産税が課税されるべき初年度から第3年度までの連続した3か年度

### ◇減免の申請について \*条例第3条

#### ○初年度

⇒事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日まで課税免除申請書と添付書類(別紙確認)をご提出ください。

※確定申告の期限が3月15日までに到来しない場合には確定申告期限まで

(株主総会の開催等の事情で申告期限の延長特例を受けている場合は申請書の写しが必要となります)

#### ○2,3年度目

⇒3月15日まで課税免除申請書のみご提出ください

※上記は概要です。このほかにも具体的な要件が定められておりますので、詳細につきましてはお問い合わせください。

白鷹町役場税務出納課資産税係

〒992-0892

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833 番地

電話 0238-85-6133

FAX 0238-85-2128